

## 第 5 1 号議案

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年足立区条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 9 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 番号法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務

(8) 利用特定個人情報 番号法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報

第 3 条第 1 項中「番号法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、」を削り、同条第 2 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第 4 項中「特定個人情報の」を「利用特定個人情報又は特定個人情報の」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報又は特定個人情報」に改める。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(特定個人情報の提供)

第 4 条 番号法第 1 9 条第 1 1 号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、区長又は教育委員会がそれぞれ教

育委員会又は区長に対し、前条第2項本文に規定する事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会又は区長が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前条第4項の規定は、前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴うもののほか、所要の規定整備をする必要があるので、この条例案を提出いたします。